＜HENNGE One for RICOH 約款（サービス条項）＞

第 1 章　総則

本約款は、第 1 条に定める本サービスを利用するすべてのお客様（以下、甲といいます）とリコージャパン株式会社（以下、乙といいます）との間に共通して適用されます。

第 1 条（目的）

1．　本約款は、乙が甲に対して提供する HENNGE One for RICOH（以下、本サービスといいます）に関する条件（以下、本約款といいます）を定めるものとします。
2．　甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第 2 条（用語の定義）

本約款において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ライセンス	HENNGE 株式会社が提供するアプリケーションサービス利用許諾を指す
メニュー	乙が提供する HENNGE One for RICOH 商品を指す
ライセンス増数	契約済みメニューのライセンス数量の追加を指す
ライセンス減数	契約済みメニューのライセンス数量の削減を指す
サービス料金	別紙第 1 項(1)①で定めた料金を指す
HENNGE	HENNGE 株式会社を指す
アップグレード	別紙第 1 項(1)③で定めたメニューの変更を指す
お客様データ	甲が本サービスの利用のために乙に対して提供するデータを指す

第 3 条（本サービス提供区域）

1．　本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。
2．　甲は、以下の各号を確認し、承諾したことを保証するものとします。
　（1）本サービスが日本国内に所在し、日本語を解するユーザーを対象に提供していること。
　（2）インターネットを利用した本サービスの性格上、日本国外からのアクセスは技術的に制限されないが、甲は日本国外において本サービスの提供を受けることを予定しておらず、且つ乙は日本国外において甲が本サービスの提供を受けた場合に何らの責任を有しないこと。

第 4 条（本サービスの契約成立）

1．　甲は、本規約の内容に同意の上、乙が指定する手続に基づいて利用申し込みを行うものとします。
2．　乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙所定の方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。
3．　乙は、本サービス契約の成立から 30 日の間に次の事項に定める場合があると判断した場合には、甲に通知することにより直ちに本サービス契約を解除することができるものとします。
　（1）別紙に定める本サービスの利用申込み条件が満たされていない場合。
　（2）甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
　（3）甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合。
　（4）甲が、サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
　（5）甲について、第 38 条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
　（6）その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第 5 条（乙による本サービス契約の解除）

1．　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
　（1）　本規約に定める債務を履行せず、その他本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合
　（2）　差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合
　（3）　振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
　（4）　発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場

合
（5） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合
（6） 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
（7） 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
（8） 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合
（9） 重大な背信行為があった場合
（10）第 4 条第 3 項に該当する事由がある場合
（11）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2． 甲は、前項第 2 号から第 8 号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
3． 甲は、本条第 1 項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
4． 乙は、本条第 1 項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。
5． 乙は、契約開始日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、検収できないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第２章　本サービス

第 6 条（本サービスの内容）

本サービスの内容は第 7 条乃至第 11 条に定めるものとし、その詳細は別紙に規定するものとします。

第 7 条（提供サービス）

1． 本サービスは、別紙第1項（1）で規定されたメニューに対して提供される以下の種類のサービスをいいます。
なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類
1. クラウド利用サービス
2. ヘルプデスクサービス
3. 運用代行サービス
4. 構築支援サービス

2． 甲は本サービスを甲自身の利用目的のみに使用し、他の目的のために使用することはできないものとします。
3． 本サービスのうち、第 9 条乃至第11条に定めるヘルプデスクサービス、運用代行サービス、構築支援サービスは、準委任であり、当該サービスが善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行されている限りにおいて、契約不適合責任を含め、乙は何らの責任を負わないものとします。

第 8 条（クラウド利用サービス）

1． 乙は、クラウド利用サービスとして、HENNGE が提供する企業向けアプリケーションサービス「HENNGE One」を提供するものとします。なお、クラウド利用サービスの詳細は HENNGE のホームページ上で記載されている内容に基づくものとします。
甲が選択したメニューに含まれない「HENNGE One」の機能は本サービスでは提供されません。

第 9 条（ヘルプデスクサービス）

1． 乙は、ヘルプデスクサービスとして、本サービスの操作に関する問い合わせ対応を甲からの Web フォーム、電話および E-Mail を端緒として提供するものとします。
2． ヘルプデスクサービスの詳細については、別紙第 1 項(3)にて規定するものとします。

第 10 条（運用代行サービス）

1． 乙は、運用代行サービスとして、HENNGE One に対して、アカウント設定、シングルサインオン接続設定、デバイス証明書の発行およびポリシー設定を甲に代わって行うものとします。
2． 運用代行サービスは、甲が構築支援サービスを申し込み、甲が選択したメニューの初期環境構築が完了しており、かつ甲が運用代行モデルを選択した場合にのみ提供します。
3． 運用代行サービスの詳細については、別紙第 1 項(4)および別途乙が項に提供する仕様書（以下、運用代行サービス仕様書といいます）にて規定するものとします。

第 11 条（構築支援サービス）

1． 乙は、構築支援サービスとして、甲が選択したメニューの初期環境構築支援を行うものとします。
2． 構築支援サービスは、甲が構築支援サービスを申し込んだ場合にのみ提供します。
3． 構築支援サービスの詳細については、別紙第 1 項(5)および別途乙が甲に提供する仕様書（以下、構築サービス仕様書といいます）にて規定するものとします。

第3章　一般条項

第 12 条（事前導入準備）

1. 甲は、本サービスを利用する前に HENNGE の Web サイト上で表示される下記に合意するものとします。
   HENNGE One サービス規約
   URL: https://www.hennge.com/jp/service/one/license-partner.html
   データ保護規則
   URL: https://support.hdeone.com/hc/ja/articles/360004376493
   SLA
   URL: https://support.hdeone.com/hc/ja/articles/115009574067
2. 甲は、本サービスの提供を受けるにあたり、甲の責任と費用負担によりハードウェアの事前準備、インターネット接続のための契約、および甲が保有するデータを保全する措置を講じるものとします。
3. 甲は、乙が本サービス提供の必要情報として、システム管理者情報、ネットワーク環境の情報、HENNGE One および連携サービスに関する情報（以下、必要情報といいます。）の情報を乙に提供するものとします。なお必要情報の提供がない場合、乙は本サービスの実施につき何らその責任を負うものではありません。

第 13 条（本サービスの申込条件）

1. 甲は本サービスの利用申込みを行った場合、本約款、前条第 1 項に定める規約等、および、重要事項確認書の内容を確認し、同意したものとみなします。
2. 甲は、本サービスの利用申込み後は、理由の如何を問わず当該申込みをキャンセルすることはできないものとします。

第 14 条（サービス提供時間）

本サービスは、別紙第1項(2)で規定するサービス提供時間帯において、それぞれ提供されるものとします。

第 15 条（本契約の期間）

1. 構築支援サービス以外の本サービスの契約期間は、本サービス契約成立後に乙が乙所定の方法により甲に通知するサービス開始日の属する月の翌月初日より1年間とします。ただし、契約期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、同一条件でさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とします。
2. 構築支援サービスの契約期間は、本サービス契約成立日から構築支援サービス仕様書に基づく検収日までとします。

第16 条（サービス料金）

1. 本サービスのサービス料金は、別紙第1項1号に定めるものとします。
2. サービス料金の支払条件は、次のとおりとします。
   (1) 構築支援サービス以外の本サービス：別途甲乙間で合意した支払条件に基づき、本サービスの1年分の料金を一括で支払うものとします。ただし、第19条に基づき本サービスのライセンス増数またはアップグレードを行う場合は、適用開始月から自動更新月までの月数に基づき乙が算出した追加料金を支払うものとします。
   (2) 構築支援サービス：別途甲乙間で合意した支払条件に基づき、サービス料金を支払うものとします。
3. 料金にかかる消費税及び地方消費税（以下、総称して「消費税等」といいます）相当額は、前項に基づき算出される本サービス契約全体で合算されたサービス料金に対して、算定時に税法上有効な税率により算定されるものとします。
4. 甲が、契約期間中に第17条に基づき本サービス契約を解約した場合、利用期間にかかわらず、すでに甲から乙に支払われたサービス料金については甲に返金されないものとします。
5. HENNGE による価格の変更、物価の上昇、経済事情の変動又はその他正当な事由等によりサービス料金が不相当となった場合、契約期間中であっても、乙はサービス料金の変更を実施できるものとします。

第17 条（本サービスの解約）

1. 甲は、乙に解約の申込を行うことにより、本サービス契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。甲が本サービス契約を解約するときは、解約日の45日前までに、乙指定の方法で、解約の申込を行うものとします。本サービス契約は、甲から乙に解約の申込が到達し、乙が本サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 前項にかかわらず、乙は、甲の責に帰すべき事由により構築支援サービスを提供できないと判断した場合、構築支援サービスにかかる本サービス契約を解約することができるものとします。

第18 条（本サービス内容の変更）

1. 乙は、理由の如何を問わず、本サービスの内容の全部または一部を変更することができるものとします。

第 19 条（ライセンス数等の変更）

1. 甲は、次に定める条件により、本サービスのライセンス数等の変更を乙指定の方法で行うことができるものとします。
   (1) ライセンス増数、または契約済みメニューのアップグレード：変更希望月の１ヵ月前までに変更申込を行うものとします。この場合、変更希望月の当月１日よりサービス変更が適用されるものとします。
   (2) ライセンス減数、またはアップグレードに該当しないメニュー変更：自動更新月の１ヵ月前までに変更申込を行うものとします。この場合、変更申込後に到来する自動更新月の当月１日よりサービス変更が適用されるものとします。
2. 本条に基づいて本サービス契約が変更された場合でも、すでに甲から乙に支払われたサービス料金については甲に返金されないものとします。

第 20 条（本サービスにおける禁止行為）

甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことを禁じるものとします。

（1） 登録ユーザー以外の第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりする行為
（2） 1つのアカウントを複数人で使用する行為
（3） 本サービスの提供を受ける権利を譲渡、転売、頒布、貸与、リース、質権、また担保設定を目的とする行為
（4） 本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布する行為
（5） 公序良俗に反する行為
（6） 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幇助する行為、またはそのおそれのある行為
（7） 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
（8） 本サービスが提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
（9） その他、乙が不適切と判断する行為

第 21 条（本サービス提供の廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の2か月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとします。
3. 乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 22 条（本サービス提供の中止）

1. 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第 23 条（本サービス提供の停止）

1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。
   （1） 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合
   （2） 本サービスの申込およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
   （3） 本サービスの提供に必要となる電気通信設備に支障をきたす行為またはその虞のある行為を行った場合
   （4） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
   （5） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合
   （6） 本約款に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
   （7） その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
   （1） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合
   （2） 電気通信事業法第 8 条（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号他）の規定に基づき重要通信を確保する必要がある場合
   （3） 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止した場合
   （4） 乙が設置する電気通信設備の障害等が生じた場合
   （5） その他、乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

第 24 条（通信利用の制限）

1. 乙は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく集中し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることができるものとします。
2. 甲が乙の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、乙は、甲の通信の利用を制限することができるものとします。

第 25 条（甲の協力）

1. 甲は、乙が本サービスの提供に必要な甲の保有するハードウェア、ソフトウェアおよびネットワーク環境等に関する情報を乙に提供するものとします。
2. 甲は、前項により乙に提示した必要情報に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
3. 甲は、乙が本サービスの提供に必要であると判断した場合、乙による甲の保有するハードウェアおよびネットワーク機器の停止を認めるものとします。
4. 乙は、訪問による作業が必要な場合、申込書に記載された甲の住所において、対象ハードウェアに対する作業を実施します。その際、甲は、乙が作業を行うために必要となる作業環境を無償にて提供するものとします。
5. 甲は、乙が本サービスを提供するにあたりソフトウェアを甲のハードウェアへインストールすることおよび本ネットワークに機器を接続することを承諾するものとします。

第 26 条（甲の責任）

1. 甲は、本サービスの維持、運用に必要となる全アカウント情報、パスワードおよび契約ID（以下、ID等といいます。）を自己の責任において管理するものとします。
2. 甲は、ID等漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
3. 甲は、全アカウントを管理する権限を持つ1人または複数のシステム管理者を指定するものとします。
4. 甲は、本サービスの利用および本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、全ての責任を負うものとし、本サービスを利用してなされた行為に起因して第三者との間で紛争が生じた場合、甲の責任と費用負担において当該紛争を処理解決するものとします。

第 27 条（適用除外）

以下各号に定める作業については本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

（1） 甲保有のハードウェア（当該機器にインストールされているOS、ブラウザー等のソフトウェアを含みます）の障害または故障の修理
（2） 甲保有のハードウェアに記憶されているデータのバックアップ作業
（3） 甲保有のハードウェアに記憶されているデータが毀損または滅失した場合の当該データの修復作業
（4） OS、ブラウザー、乙が甲に代わってインストールしたソフトウェアのリビジョンアップ、バージョンアップおよび更新プログラムへの変更作業
（5） 天災地変、火災、盗難、騒乱、その他の不測の事故、若しくは甲の故意、過失または不適正な使用によって生じた障害または故障の修理
（6） 本約款で定める本サービス提供時間外における本サービスの実施
（7） データベース、プログラムおよびマクロの作成、追加および変更並びにこれらに関わる支援作業
（8） 前各号の他、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業

第 28 条（再委託）

乙は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は当該再委託先に対して、本サービス契約において乙が負担する義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 29 条（権利の帰属）

1. 本サービスの提供の過程で生じた発明、アイデア、ノウハウ、著作物等（以下、総称して、発明等といいます）の知的財産権は、乙または HENNGE に留保されるものとします。
2. 乙または HENNGE は、甲が自己使用する範囲において、発明等を無償にて使用または利用することを許諾し、発明等が著作物であるときは著作者人格権を行使しないものとします。

第 30 条（お客様データの保証・利用等）

1. 甲は、お客様データについて、乙に対して、本サービス契約の締結時に、次の全てを表明し、保証するものとします。
   （1） 甲が本サービスにおいて、お客様データを利用し、かつ、これを送信・公衆送信その他発信することについて適法な権利を有し、第三者の権利（契約上の権利および知的財産権を含む）を侵害していないこと
   （2） 甲がお客様データの取得・提供について、個人情報保護法を遵守していること
2. 乙および乙の委託先は、お客様データ（お客様データを分析した場合は当該分析データを含む）について、甲の承諾を得るこ

となく、本サービス契約の期間中及びその終了後も、以下の目的で利用できるものとします。
（1） 甲のアカウント、サービス利用状況の管理およびそれらの甲への報告
（2） システム障害への速やかな対応、継続的なサービス、保守およびサポート提供
（3） 本サービスのバージョンアップ、品質もしくは機能向上、保守
（4） 本サービスおよびその他製品・サービス等に関連する甲への案内・情報提供
（5） その他製品・サービス等の開発、品質もしくは機能の改善
（6） 統計データの取得もしくはその公表
（7） その他乙の技術の精度向上

3. 乙は、お客様データについて、甲の同意なく、第 2 項の目的の範囲外で利用せず、また、第三者（ただし、HENNGE 及び第28条の再委託先を除く）に対して開示・漏洩しません。
4. 甲は、お客様データについて、乙および乙から権利を承継しまたは許諾された者に対して、著作者人格権を行使せず、また、その権利者において著作者人格権を行使させないものとします。

第 31 条（データ等の取扱い）

1. 甲は、甲が本サービスにおいて乙のサービス提供環境に登録、保存等をおこなったデータを自らの責任で保存する義務を負います。
2. 乙は、お客様データを、甲の固有の ID、パスワードによってアクセス管理がなされた保存領域に保存します。
3. 乙は、本サービスにおける乙のサーバのお客様データが滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果甲または第三者に発生する直接あるいは間接の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
4. 甲は本サービス契約終了後においては、サービス提供環境に登録、保存等を行なったデータを、参照、閲覧、操作、取得等を行う権利を有しません。
5. 乙は本サービス設備の故障または停止等の復旧等の設備保全、本サービスの維持運営のため、お客様データを確認し、または複写、複製することができます。
6. 乙は、その内容が法令に反する等、乙が不適切であると判断したお客様データを、甲に事前に通知することなく、直ちに消去できるものとします。
7. 本サービス契約の終了後、乙は、前項で定めた情報・データについて、甲の承諾を得ることなく、当該情報・当該データの全部または一部を消去することができるものとします。
8. 前二項の場合において、乙は、甲または第三者に発生した直接もしくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第 32 条（秘密保持等）

1. 甲および乙は、本サービスの提供に関して相手側から知得した情報（お客様データは含みません）を無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。ただし、知る必要があって書面にて秘密の保持に合意した関係者、社員、代理人にはこの限りではないものとします。
2. 甲は、第三者から法的利益を侵害されたとして乙に対して甲に関する問合せがあった場合、乙がその旨を甲に通知した上で当該第三者へ甲の情報を提供することを事前に承諾するものとします。
3. 乙は、ID 等を善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスの提供に必要なシステム管理業務を遂行するためにのみ使用するものとします。なお、ID 等は、当該業務を行う甲の従業員以外の第三者に開示・提供できないものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、乙は甲から取得した情報を、本サービスの提供に関わる HENNGE およびその関連会社へ開示できるものとし、甲はそれを承諾するものとします。

第 33 条（秘密情報の取り扱い）

1. 乙は、「電気通信事業法」（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）に基づき利用者の通信の秘密、および本サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を保護し、当該利用者の許可なく秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 「刑事訴訟法」（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 131 号）および「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（平成 11 年 8 月 18 日法律第 137 号）に基づき捜査機関により強制処分が行われた場合、乙は、当該処分の範囲内で前項の秘密保持義務を負わないものとします。
3. 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限、および発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号）第 4 条第 1 項規定の要件が充たされた開示請求があった場合、乙は、当該開示請求の範囲内で本条第1項の秘密保持義務を負わないものとします。
4. 秘密情報には、秘密情報の受領者が既に知っていた情報、受領者の過失に因らず公開された情報、または第三者により正当に提供された情報は含まないものとします。

第 34 条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、本サービスの提供にあたり、甲より提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものおよび他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいいます。）を本サービス遂行、第30条第2項（お客様データの保証・利用

等）の目的の範囲および以下の URL に掲載するプライバシーポリシーに基づき取り扱い、関連法令を遵守するものとします。
https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html

2. 本サービスの利用にあたって甲から提出されたお客様データ等に個人情報が含まれる場合、甲は、自らの責任においてこれら個人情報の本人等から、乙または乙提携先(HENNGE 及び第 28 条の再委託先を含む)に個人情報が提供されることおよび第30条第2項（お客様データの保証・利用等）の目的に用いられることについて、同意を得なければならず、また、その提供時点において、かかる同意が得られていることを保証します。

第 35 条（免責）

1. 乙は、甲が本サービスを利用することを通じて取得した情報等の正確性や有用性、ならびに甲の情報に関する情報漏洩およびセキュリティの安全性および完全性を保証するものではありません。
2. 甲の保有するハードウェアにインストールされたソフトウェアが原因で本サービスが正常に実施できない場合であっても、乙が合理的な協力をもって対応したにもかかわらず設定等ができない場合には、乙はその設定等についてなんら責任を負うものではありません。
3. 乙は、甲が行う本サービスの利用および本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、何ら責任を負うものではなく、甲が行う本サービスを利用してなされた行為に起因して第三者との間で紛争が生じた場合、甲の責任と費用負担において当該紛争を処理解決するものとします。
4. 前項の規定の他、乙は、以下各号に定める事項について保証は行わないものとします。
   (1) 本サービスが甲の要求水準を満たすこと
   (2) 本サービスがエラーのない安全な状態で中断されることなく運用されること
   (3) ソフトウェアにおけるあらゆる不具合が修正されること

第 36 条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙の責めに帰すべき事由による損害を被った場合に限り、甲が利用している本サービスのサービス料金の 1 か月分相当額（構築支援サービスの場合は当該サービスのサービス料金相当額）を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から 6 か月間に限られるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、またはその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意または過失により発生した場合も含む。）甲または第三者の損害、および権利侵害について、乙は、一切の損害賠償責任は負わないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 甲が本契約に違反、不正行為、または甲の責に帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については一切その責任を負わないものとします。

第 37 条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 38 条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは業務従事者または本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
   （1）反社会的勢力であること。
   （2）反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
   （3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
   （4）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
   （5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
   （6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲および乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
   （1）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
   （2）自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
      ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
      ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。

③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4．甲または乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲または乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第 39 条（協　議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第 40 条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法に準拠するものとします。

第 41 条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 42 条（本利用規約の変更）

1．乙は、本利用契約の目的に反しない範囲で、その裁量により、本利用規約をいつでも変更することができます。
2．乙は、前項に基づき本利用規約を変更するとき、お客様に対し変更の効力発生日の 1 ヶ月以上前までにホームページに掲載するなど乙指定の方法で、次の各号の要項すべてを、通知します。
(1) 本利用規約を変更する旨
(2) 変更後の本利用規約の内容
(3) 変更の効力発生日
3．甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、変更後の本利用規約の適用に同意したものとみなします。
(1) 変更後の本利用規約の効力発生日以降に、本サービスを利用したとき
(2) 当社が期間を定めた場合であって、当該期間内に本利用契約の解約を行わなかったとき

以上

別紙

1.　本サービスの詳細

(1) メニュー・サービス料金

①　本サービスは、以下の基本メニュー、オプションメニュー、およびイニシャルメニューにより構成されております。

≪基本メニュー≫　※料金は 1 ユーザーライセンスあたりの年額

商品名	料金(年額)
HENNGE One Basic for RICOH 年額 20	¥9,600
HENNGE One Basic for RICOH 年額 20 運用代行モデル	¥11,160
HENNGE One Basic for RICOH 年額 200	¥9,600
HENNGE One Basic for RICOH 年額 200 運用代行モデル	¥11,160
HENNGE IdP for RICOH 年額 20	¥3,600
HENNGE IdP for RICOH 年額 20 運用代行モデル	¥4,800
HENNGE DLP for RICOH 年額 20	¥4,200
HENNGE DLP for RICOH 年額 20 運用代行モデル	¥4,800

≪オプションメニュー≫　※料金は 10 枚あたりの年額

商品名	料金(年額)
HENNGE Device Certificate for RICOH 10 枚	¥18,000

≪イニシャルメニュー≫

商品名	料金
HENNGE One Basic for RICOH 構築支援	¥450,000
HENNGE IdP for RICOH 構築支援	¥350,000
HENNGE DLP for RICOH 構築支援	¥350,000

※ 上記に記載されているものでも、HENNGE が提供を終了したメニューについては、お申込頂けません。

※ 以下のメニューをお申込の場合は 20 ライセンス以上でのお申込が必要になります。

- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 20」
- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 20 運用代行モデル」
- 「HENNGE IdP for RICOH 年額 20」
- 「HENNGE IdP for RICOH 年額 20 運用代行モデル」
- 「HENNGE DLP for RICOH 年額 20」
- 「HENNGE DLP for RICOH 年額 20 運用代行モデル」

※ 以下のメニューをお申込の場合は 200 ライセンス以上でのお申込が必要になります。

- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 200」
- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 200 運用代行モデル」

※ 以下のライセンスにはデバイス証明書(1 枚/ID)が付属しています。必要に応じてオプション「HENNGE Device Certificate for RICOH 10 枚」を同時、または追加でお申込みください。

- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 20」
- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 20 運用代行モデル」
- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 200」
- 「HENNGE One Basic for RICOH 年額 200 運用代行モデル」
- 「HENNGE IdP for RICOH 年額 20」
- 「HENNGE IdP for RICOH 年額 20 運用代行モデル」

※「HENNGE Device Certificate for RICOH 10 枚」は 10 枚以上、かつ、10 枚単位でのお申込が必要になります。

② 基本メニューで提供される HENNGE One ライセンスおよび、機能については HENNGE 社が提供する「HENNGE One」に準じます。
詳細は、HENNGE 社の Web サイトをご参照ください。

HENNGE 社 Web サイト:https://hennge.com/jp/service/one/

③ 以下のメニュー変更のみアップグレードとして扱い、変更希望月の 1 ヶ月前までにお申込いただくことで契約期間中でのメニュー変更が可能になります。

変更前メニュー	変更後メニュー
HENNGE IdP for RICOH 年額 20	HENNGE One Basic for RICOH 年額 20
HENNGE DLP for RICOH 年額 20	HENNGE One Basic for RICOH 年額 20
HENNGE IdP for RICOH 年額 20 運用代行モデル	HENNGE One Basic for RICOH 年額 20 運用代行モデル
HENNGE DLP for RICOH 年額 20 運用代行モデル	HENNGE One Basic for RICOH 年額 20 運用代行モデル

(2)提供時間

標準サービスの種類	提供時間
1. クラウド利用サービス	365 日 24 時間
2. ヘルプデスクサービス	月曜日から金曜日の 9:00～17:00 (土曜、日曜、祝祭日、乙の夏期・年末年始休暇を除く)
3. 運用代行サービス	
4. 構築支援サービス	

(3)ヘルプデスクサービス

乙は、本サービス上の設定変更の操作、運用(日常管理作業)に関する問合せに対し、Web フォーム、電話またはメールにて回答を行います。ただし、ヘルプデスクサービスは甲の業務運用をサポートするものではありません。また、第 4 条第 2 項に基づき成立した、本サービス契約に含まれる各種メニュー、および当該メニューに付随するライセンスに関するお問合せのみを対象としており、本サービス契約の範囲外(甲が乙以外の事業者から調達したライセンスに関する問い合わせを含む)のお問い合わせにはお答えできません。なお、乙の甲に対するヘルプデスクサービスの提供には、別紙第2項に定めるサポート対象環境下であることを要件とします。

※ ヘルプデスクにお問い合わせの際には契約時に発行される契約 ID が必要となります。
※ 甲の本サービス管理者からのお問い合わせにのみ対応します。
※ お問合せ内容により、HENNGE 社へ確認後、回答をさせていただく場合がございます。

(4)運用代行サービス

乙は、運用代行サービスとして以下のサービスを提供します。

① HENNGE Access Control アカウント管理/シングルサインオン連携
- HENNGE Access Control に対するユーザー登録、ユーザー情報変更、ユーザー情報削除を行います。
- Access Control の管理者権限追加・削除を行います。
- ユーザーポリシーへのユーザー割り当ての変更を行います。
- シングルサインオン連携を行います。

② HENNGE Device Certificate デバイス証明書発行
デバイス証明書を発行します。
発行対象は、Windows、macOS、iOS、Android™、Chromebook™となります。

③ HENNGE Email DLP ポリシー管理
HENNGE Email DLP の除外設定を行います。

※ 上記サービスを乙が代行するにあたって必要な管理者アカウントを甲が用意する必要があります。導入構築作業時に乙が代行用のアカウントを作成し、連携することに同意ください。同意いただけない場合は甲にて作成し、しかるべき方法で

乙に共有してください。

※　上記サービスを乙が代行するにあたって乙が認証の設定で必要な作業（HENNGE API アクセストークンの作成しおよび利用）を実施することに同意ください。同意いただけない場合は甲にて作成し、しかるべき方法で乙に共有してください。

※　シングルサインオン連携システム側の変更は本サービス対象外のため、甲にて実施いただく必要がございます。

(5) 構築支援サービス

乙は、構築支援サービスとして以下のサービスを提供します。

① HENNGE Access Control 設定
- HENNGE Access Control と Office365 同期設定および初回同期を行います
- アクセスポリシーグループ（一般ユーザー、特権ユーザー）を作成およびユーザーへのポリシー割当を行います。
- パスワード入力失敗時のロックアウト設定およびセルフパスワードリセット許可設定を行います。
- ユーザーポータルサイトにリンクを追加します。
- HENNGE Access Control と Office365 のフェデレーション接続をします。

② HENNGE Device Certificate　デバイス証明書発行
事前にリストに記入いただいた端末に対するデバイス証明書を発行します。

③ HENNGE Email Archive 設定
Exchange Online から送受信された社内外含めたすべてのメールを HENNGE Email Archive へアーカイブされるように設定します。

④ HENNGE Email DLP 設定
- HENNGE Email DLP と Office365 同期設定を行います。
- アドレスグループ、ルールグループ、フィルターにて送信ルールを作成します。
- HENNGE　Email DLP と Office365 のグループ同期、グループの紐づけ設定を行います。

⑤ HENNGE Secure Transfer 設定
- HENNGE Secure Transfer と Office365 間での接続許可設定を行います。
- ファイル送受信ルールを利用者にて任意で設定できる状態にします。

⑥ シングルサインオン連携
以下に記載するクラウドサービスと SSO をするための接続作業を実施します。
- RICOH kintone plus

※　以下の全ての条件を満たした場合のみ本サービスは提供可能です。事前にヒアリングシートをご提出いただき、乙が本サービス提供可否を判断した後に申込みをお願いします。
- HENNGE One for RICOH を新規契約する、もしくは、既に HENNGE IdP for RICOH または HENNGE DLP for RICOH をご利用中で HENNGE One Basic for RICOH にアップグレードする
（既に HENNGE One をお使いの環境から HENNGE One for RICOH へライセンス転入する場合はサービス提供対象外となります）
- ライセンス数が 20 以上 400 未満
- Microsoft365 を利用している、もしくは、これから利用を開始する
- HENNGE IdP for RICOH または HENNGE One Basic for RICOH を契約する場合はオンプレミス Active Directory と非連携

※　納品済みの環境に対する変更・修正は本サービス範囲外です。

※　認証設定の変更やメールフローの設定は甲の業務に影響のない業務時間外にて実施します。

2. 動作環境・サポート対象環境

（1）　システム要件

本サービスでサポート可能な利用環境は、本サービス内で提供される「HENNGE One」が利用可能なシステム要件に従います。「HENNGE One」のシステム要件は以下 HENNGE 社の Web サイトをご確認ください。

HENNGE 社 Web サイト
https://support.hdeone.com/hc/ja/articles/360004121574